

平成20年度4月から

後期高齢者医療制度が始まります

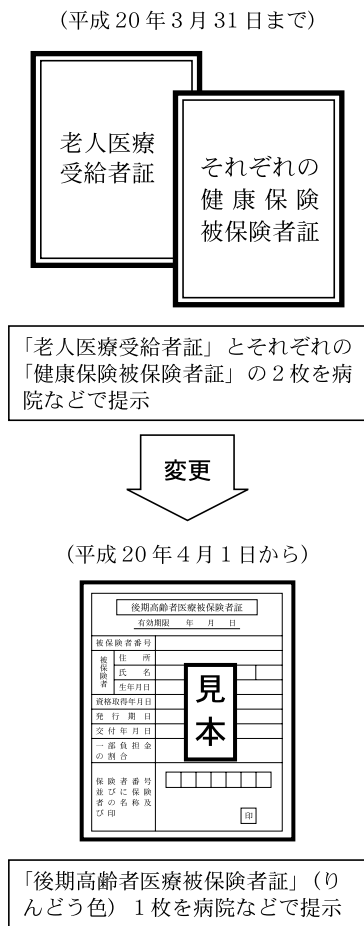
平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新しい被保険者証が交付されます。なお、給付については老人保健制度と変わりませんが、新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられます。また、各種の申請や届出の受付は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

◎資格

現在老人保健に加入している方は、国保または被用者保険から脱退し、自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。ただし、老人保健制度において障害認定を受けられている方（65歳から74歳まで）は、平成20年3月31日付で、下記お問い合わせ先窓口において障害認定の申請を取り下げることにより、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。その際は、引き続き国保または被用者保険に加入することになります。

◎被保険者証

被保険者証は、平成20年3月中に一人に一枚交付します。



◎平成20年3月下旬に転入・転出等で異動がある方へ

平成20年4月1日制度施行に合わせ被保険者証等を一括送付するため、行き違いにより、①前住所地の市町村から異動前の内容の被保険者証等が届く場合がありますが、使用できませんのでお手数ですが前住所地の市町村へご返却ください。その際、新しい住所地の

市町村から新しい被保険者証等が届きます。同一市町村内の転居においても同様です。

②被保険者証等が4月に届く場合がありますので、ご了承ください。

◎保険料徴収の凍結

後期高齢者医療制度に切り替わる直前に、国保以外の健康保険で被扶養者になっていた方の保険料は、平成20年4月から9月までは徴収されず、10月から平成21年3月分までは9割減額された金額となり、徳島県の場合、10月から翌年3月の半年間の総額で約2,000円の保険料となります。

具体的な納付方法については、9月下旬ごろに、お住まいの市町村からお知らせする予定です。

◎保険料の算定方法（後期高齢者単身世帯の場合）

【例①】基礎年金受給者 年金額79万円

所得割額 なし + 被保険者均等割額 12,232円（7割減額）≠12,200円

【例②】厚生年金受給者 年金額208万円

所得割額 40,865円 + 被保険者均等割額 40,774円（減額なし）≠81,600円

◎病院などにかかるとき

病气やけがで診療を受けるときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を窓口で支払います。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方へ

現在、老人保健でこれらの証をお持ちの方については、平成20年3月末までに後期高齢者医療広域連合から新たに交付いたします。現在お持ちの証は、3月末日で使えなくなります。

【お問い合わせ窓口】

保険料に関するお問い合わせは、市税務課諸税係（市役所1階 ☎32・3845）まで。

その他後期高齢者医療に関するお問い合わせは、市健康増進課老人保健係（市役所1階 ☎32・2113）まで。